

# 令和7年度 岡山市営墓地貸付募集要項

令和7年12月1日

岡山市営墓地の貸付を行うため、本募集要項に基づいて使用者を募集します。

申し込みを希望される方は、本要項をご確認いただき、現地を下見したうえでお申し込みください。  
なお、使用者の決定は、抽選といたします。

## <要項目次>

申し込み及び抽選について	1ページ
墓地利用時の注意事項	4ページ
募集墓地一覧(墓地使用料・墓地管理手数料)ならびにアクセス	7ページ
申込書(及び記入例)	29ページ

※申込書(白紙)は31ページ、32ページにあります。取り外してご使用ください。

## <担当課>

岡山市市民協働局 市民生活部 生活安全課 墓地・斎場係

電話 086-803-1277(直通)

開庁時間 平日(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分

~~~~~

## 申し込みについて

### 1 申込対象墓地

申し込めるのは、①～⑤の中で、いずれか1つの墓地のみです。A・Bグループの墓地を両方申し込むことや、Aグループ内の異なる墓地を同時に申し込むことはできません。

| 墓地名(所在地)            | 募集<br>区画数 | 申込<br>グループ | 所管窓口         |
|---------------------|-----------|------------|--------------|
| ① 富崎墓地(東区富崎)        | 19        | A          | 東区役所総務・地域振興課 |
| ② 錦墓地(南区藤田)         | 3         | A          | 藤田地域センター     |
| ③ 都墓地(南区藤田)         | 1         | A          | 藤田地域センター     |
| ④ 六区墓地(南区藤田)        | 9         | A          | 藤田地域センター     |
| ⑤ なださきメモリーパーク(南区片岡) | 9         | B          | 灘崎支所総務民生課    |

※申込先は生活安全課です。所管窓口では受付けを行いません。

## 2 申込者の資格

- (1)岡山市に住所のある人
- (2)岡山市に住所はないが本籍のある人
- (3)岡山市に隣接する市町に住所のある人

※(2)及び(3)の該当者は墓地使用料が5割増となります。

※(3)隣接する市町は、玉野市、倉敷市、早島町、総社市、吉備中央町、美咲町、久米南町、赤磐市、備前市、瀬戸内市、香川県小豆郡土庄町です。

## 3 申込方法

「令和7年度市営墓地等抽選申込書(使用許可申請書)」に必要事項を記入のうえ、住民票(コピー不可、世帯全員及び本籍地・続柄表示があるもの・発行日が令和7年12月1日以降)を添付して提出してください。なお、なださきメモリーパークの申し込みは、「なださきメモリーパーク用市営墓地等抽選申込書」をご利用ください。

## 4 申込期間

令和7年12月5日(金)～25日(木) 午前8時30分～午後5時15分

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除きます。

## 5 申込時の注意事項

- ① 各項目に漏れのないよう記入しご提出ください。
- ② 申込先に直接ご持参ください。郵送、FAX、電子メール等での申し込みはできません。
- ③ 申し込みできるのは、1世帯につき1か所に限ります。
- ④ 申し込みは、1つの墓地内で第1希望～第3希望まで可能です。ただし、なださきメモリーパークは、希望や墓所指定などを反映させて申し込むことはできません。
- ⑤ 提出された書類は、いかなる理由があってもお返しいたしません。

## 6 その他

申し込み状況等のお問い合わせには一切お答えできません。

## 7 申込先

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎2階

岡山市生活安全課 墓地・斎場係(電話:086-803-1277)

※ 郵送・FAXでの提出は不可(申込者以外の者(同居の親族等)の代理提出は可)

※ 上記以外の窓口(区役所、支所、地域センター)では受け付けいたしません。

申込書受付時に「申込控」を手渡しいたします。

<申込先> 岡山市役所本庁舎 2階 生活安全課 墓地・斎場係



## 抽選について

1 抽選日時 令和8年1月15日(木) 午前10時から(5分前開場)

2 抽選会場 岡山市役所 本庁舎 地下1階 会議室

3 抽選方法 公開抽選

- 出席は必須ではありません。抽選は市職員が行います。
- 来場者は、抽選会の様子を適宜見学いただくことができます。
- 来場される場合は、事前にご自分の抽選番号(受付番号)をご確認ください。受付番号は受付完了時にお返しする控に記載しております。
- 抽選は受付番号で行い、会場内で個人名を公表することはありません。
- 発熱やのどの痛み、咳等がある方や体調のすぐれない方はご来場を控えてください。

4 抽選順序

<Aグループ:富崎墓地他>

- ① 受付番号により、抽選機で選ばれた方順に墓所抽選当選者として割り当てます。
- ② 選ばれた際、第1希望の墓所番号等が既に当選者が決定していた場合は第2希望、第2希望の墓所番号等が既に当選者が決定していた場合は、第3希望の当選とします。
- ③ 第1希望から第3希望まですべて、当選者が決定していた場合、落選となります。
- ④ 抽選終了後、当選した墓所を変更・交換することはできません。

<Bグループ:なださきメモリーパーク>

- ① 受付番号により、抽選機で選ばれた方順に当該墓所の当選者として割り当てます。
- ② 抽選終了後、当選した墓所を変更・交換することはできません。

5 抽選結果

- ① 抽選結果は当落いずれの場合も通知します(抽選日から2週間以内)
- ② 当選者には通知書のほか、墓地使用料及び墓地管理手数料の納入通知書を郵送します。

市営墓地の使用許可を受けるには、あらかじめ墓地使用料(すべての墓地で必要)ならびに墓地管理手数料(なださきメモリーパークのみ必要)の納付が必要です。

墓地使用料は使用許可申請時の1回のみ、墓地管理手数料は5カ年度ごとに、5カ年度分を前納しなくてはなりません。

納付書に記載している期限内に墓地使用料及び墓地管理手数料が納付されない場合は、当選権利は無効となります。

6 当選後の流れ

- ① 当選通知と納付書(墓地使用料、墓地管理手数料(なださきメモリーパークのみ))を送付します。
  - ② 墓地使用料等は令和8年2月20日(金)までに納付してください。期限内に納付されない場合は、当選権利を取り消します。
  - ③ 納入確認後、各墓地を所管する部署から墓地使用許可証を送付します。
  - ④ 墓石の建立等は、墓地使用許可証が手元に届いた日以降、「岡山市営墓地墓所工作物等設置・改造許可申請書」を提出し、許可を得てから行うことができます。
- なお、墓地ごとに墓石等の寸法基準がありますので、本要項により確認をお願いします。

## 墓地の貸付に関する注意事項

- 1 市営墓地は土地の所有権は市に帰属し、墓所の永代使用者を決定するものです。
- 2 貸付墓地は現状有姿のままでお貸しますので、申込前に十分に現地確認を行ってください。
- 3 納入された墓地使用料は、いかなる場合も払戻しません。ただし、なださきメモリーパークは墓所を未使用の場合のみ、納入された使用料の2分の1を還付します。
- 4 墓地管理手数料は5カ年度分前納です。また消費税率の改定等により増額する場合があります。
- 5 墓地使用料及び墓地管理手数料は、納付書に記載の納期限までに一括納入してください。納付期限までに入金がない場合は、当選権利を取り消します。

## 使用許可後の注意事項

- 1 使用許可を受けた墓所及びその周辺の清掃を行い、墓地の環境維持に努めてください。  
(※岡山市営墓地条例(以下「条例」という。)第13条)
- 2 墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできませんが、親族に限り承継することができます。なお、ここでいう「親族」とは、現使用者と新使用者の血縁関係が戸籍謄本等により確認できる者を指します。
- 3 墓所に埋葬又は埋蔵ができるものは使用者又はその親族に限ります。ただし、縁故者で他に引受人のないもので、市長の許可を受けたときは、この限りではありません。
- 4 囲障設置及び墓石建立等を行う業者の指定ならびに建立時期の制限はありません。
- 5 市は、墓所内で起こった墓石の沈下、墓石傾きなどには対応しません。建立の際には基礎工事を十分検討し施工してください。
- 6 ごみ置き場には、供花類・草以外は捨てないでください。また、果物・ビン・缶などのお供え物はお持ち帰りください。カラスや野犬が食べ散らかし苦情の原因となります。
- 7 次の行為は禁止されています。(※条例第17条)
  - (1)墓地の施設を損傷し、又は汚損する行為
  - (2)土地の形質を変更する行為
  - (3)はり紙若しくは立て札をし、又は広告及びこれらに類するものを表示する行為
  - (4)他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
  - (5)その他墓地の管理上支障があると認められる行為
- 8 使用許可後、事前に許可等が必要なものは次のとおりです。
  - (1)墓石の建立等をする場合「工作物等設置・改造許可申請書」
  - (2)納骨する場合「死体埋火葬許可証(火葬済証)」
  - (3)住所等の変更「市営墓地墓所事項変更届」
  - (4)名義の変更(死亡による承継含む。)「市営墓地墓所使用承継許可申請書」
  - (5)墓所からお骨を他のお墓等に移す場合「改葬許可申請書」

(6)墓所からお骨の一部を他のお墓等に移す場合「分骨証明」

(7)墓所が不要となり市へ返還する場合「市営墓地墓所返還届」

※返還とは、現在設置してある墓石、囲い及びお骨等を全て撤去していただき、従前の形状にすることをいいます。

9 市営墓地は、岡山市営墓地条例及び同施行規則に基づき管理していますが、改正がなされた場合は、改正後の条例等が適用となります。

### **墓石等の設置基準(条例第11条)**

墓所の使用者は、次に掲げる工作物等を墓所に設置し、又は設置した工作物等を改造する場合は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければなりません。

- (1) 墓石、灯ろう、囲障その他の工作物で規則で定めるもの
- (2) 樹木
- (3) その他の工作物((1)に掲げるものを除く)

また、設置する工作物等は、以下の基準を満たすものでなければなりません。

- 墓所面から高さ2メートル以内の墓石、灯ろう、囲障、墓標、戒名板、戒名柱、五輪塔、一石供養塔、地蔵尊、物置台その他これらに類するもの
- 常に高さ2メートル以内に整形でき、かつ、区画外に支障を及ぼさない樹木

### **使用許可の取消(条例第18条)**

次の場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- (1)使用者が墓所を本来の目的以外に使用したとき。
- (2)使用者が墓所の使用権を他に転貸し、又は譲渡したとき。
- (3)使用者が許可を得ないで墓所内に工作物を設置したとき。
- (4)法令又は条例に基づく市長の指示に違反したとき。
- (5)偽りその他不正な手段により、墓所の使用許可を受け、又は墓地使用料若しくは墓地管理手数料の徴収を免れたとき。
- (6)墓地管理手数料を5年間以上にわたって納付しないとき。

## 市営墓地使用に係る「よくあるご質問」

**Q1 墓石工事が行える業者を紹介して欲しい。**

A1 市では、業者の紹介をしておりません。また、業者の指定もございません。

**Q2 使用権を複数名で持つことは可能か。**

A2 複数名の方が使用者となることはできません。

**Q3 承継時に候補となりえる「血縁関係のある者」とは、どこまでの範囲か。**

A3 戸籍謄本等の資料により、関係が明示できる方を血縁関係のある方としております。

**Q4 承継手続きを行う際、長男の私が使用者となることに次男(弟)が同意してくれない。**

A4 申請の際は、親族等と協議の上でご提出ください。本件については、親族間で協議なされ結論が出てから、申請をお願いします。

**Q5 使用者が没後であっても、承継などの申請は行えるのか。**

A5 返還届、承継申請は現在の使用者が亡くなられた後でも、血縁関係のある方が申請できます。

**Q6 隣の墓所から雑草が生えてきて困っている。**

A6 当該墓地の所管窓口にご相談ください。墓所使用者に対し、所管課等から文書指導を行います。

**Q7 使っている墓所が沈下しているようだ。**

A7 使用されている墓所の沈下は、使用者ご自身でご対応いただくこととしております。

## 使用者を募集する墓地及び墓所一覧

※空き墓所の位置は各墓地の配置図（別ページ）をご参照ください。

### ■富崎墓地（A グループ）

| 通番 | 墓地番号等       | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用料（市内） | 使用料（市外） | 管理料（5年分） | 備考 |
|----|-------------|----------------------|---------|---------|----------|----|
| 1  | 122 C-82    | 5.6                  | 112,000 | 168,000 |          |    |
| 2  | 18 C-172    | 9.77                 | 195,400 | 293,100 |          |    |
| 3  | 410 C-193   | 10.08                | 201,600 | 302,400 |          |    |
| 4  | 200 C-9     | 9.4                  | 188,000 | 282,000 |          |    |
| 5  | 179 C-27    | 10.65                | 213,000 | 319,500 |          |    |
| 6  | 191 C-16    | 7.81                 | 156,200 | 234,300 |          |    |
| 7  | 35 C-157    | 14.87                | 297,400 | 446,100 |          |    |
| 8  | 140C-375    | 13.27                | 265,400 | 398,100 |          |    |
| 9  | 47,48 C-146 | 14.68                | 293,600 | 440,400 |          |    |
| 10 | 123 C-342   | 8.08                 | 161,600 | 242,400 |          |    |
| 11 | 134 C-70    | 7.83                 | 156,600 | 234,900 |          |    |
| 12 | 249 C-216   | 6.56                 | 131,200 | 196,800 |          |    |
| 13 | 27 A-386    | 4.71                 | 211,950 | 317,925 |          |    |
| 14 | 12 A-402    | 5.22                 | 234,900 | 352,350 |          |    |
| 15 | 120-1 A-414 | 4.96                 | 124,000 | 186,000 |          |    |
| 16 | 495-6 B-6   | 17.8                 | 356,000 | 534,000 |          |    |
| 17 | 199 C-277   | 7.01                 | 140,200 | 210,300 |          |    |
| 18 | 455-6 C-476 | 6.5                  | 130,000 | 195,000 |          |    |
| 19 | 25 A-468    | 4.85                 | 121,250 | 181,875 |          |    |

### ■錦墓地（A グループ）

| 通番 | 墓地番号等 | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用料（市内） | 使用料（市外） | 管理料（5年分） | 備考 |
|----|-------|----------------------|---------|---------|----------|----|
| 1  | 62    | 6.80                 | 136,000 | 204,000 |          |    |
| 2  | 87    | 6.04                 | 120,800 | 181,200 |          |    |
| 3  | 239   | 5.97                 | 119,400 | 179,100 |          |    |

### ■都墓地（A グループ）

| 通番 | 墓地番号等 | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用料（市内） | 使用料（市外） | 管理料（5年分） | 備考 |
|----|-------|----------------------|---------|---------|----------|----|
| 1  | 225   | 4.99                 | 99,800  | 149,700 |          |    |

### ■六区墓地（A グループ）

| 通番 | 墓地番号等   | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用料（市内） | 使用料（市外） | 管理料（5年分） | 備考 |
|----|---------|----------------------|---------|---------|----------|----|
| 1  | 54      | 6.6                  | 220,000 | 330,000 |          |    |
| 2  | 172     | 6.6                  | 220,000 | 330,000 |          |    |
| 3  | 380     | 6.6                  | 220,000 | 330,000 |          |    |
| 4  | 503     | 6.6                  | 220,000 | 330,000 |          |    |
| 5  | 548     | 6.6                  | 220,000 | 330,000 |          |    |
| 6  | 55 - 3  | 6.0                  | 200,000 | 300,000 |          |    |
| 7  | 55 - 4  | 6.0                  | 200,000 | 300,000 |          |    |
| 8  | 55 - 78 | 6.0                  | 200,000 | 300,000 |          |    |
| 9  | 55 - 84 | 6.0                  | 200,000 | 300,000 |          |    |

■なださきメモリーパーク（Bグループ）

| 通番 | 墓地番号等 | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用料（市内） | 使用料（市外） | 管理料（5年分） | 備考 |
|----|-------|----------------------|---------|---------|----------|----|
| 1  | 01-16 | 5.00                 | 500,000 | 750,000 | 13,000   |    |
| 2  | 04-12 | 5.00                 | 500,000 | 750,000 | 13,000   |    |
| 3  | 11-01 | 5.00                 | 500,000 | 750,000 | 13,000   |    |
| 4  | 14-10 | 5.00                 | 500,000 | 750,000 | 13,000   |    |
| 5  | 21-14 | 5.00                 | 500,000 | 750,000 | 13,000   |    |
| 6  | 22-07 | 5.00                 | 500,000 | 750,000 | 13,000   |    |
| 7  | 24-07 | 5.00                 | 500,000 | 750,000 | 13,000   |    |
| 8  | 31-02 | 5.00                 | 500,000 | 750,000 | 13,000   |    |
| 9  | 17-11 | 5.00                 | 500,000 | 750,000 | 13,000   |    |

※なださきメモリーパークは墓所を指定して申し込むことはできません。

※使用料の他に管理手数料（5カ年度分）を同時に納めていただく必要があります。

## 抽選の考え方

○Aグループ：富崎墓地他

| 応募内容が | 第1希望    | 第2希望    | 第3希望    | と仮定した場合 |
|-------|---------|---------|---------|---------|
|       | B 1 0 0 | B 1 0 1 | B 1 0 2 |         |

| 抽選で選ばれた時の状況→ | 第1希望    | 第2希望    | 第3希望    | 第1希望の当選者がいなければ<br>第1希望の当選者となります |
|--------------|---------|---------|---------|---------------------------------|
|              | B 1 0 0 | B 1 0 1 | B 1 0 2 |                                 |

| 抽選で選ばれた時の状況→ | 第1希望    | 第2希望    | 第3希望    | 第1希望の当選者が決まっている場合<br>第2希望以降で当選者がいない墓所を<br>優先して当選者決定します。<br>(この場合は第2希望で当選) |
|--------------|---------|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------|
|              | B 1 0 0 | B 1 0 1 | B 1 0 2 |                                                                           |

| 抽選で選ばれた時の状況→ | 第1希望    | 第2希望    | 第3希望    | (この場合は第3希望で当選) |
|--------------|---------|---------|---------|----------------|
|              | B 1 0 0 | B 1 0 1 | B 1 0 2 |                |

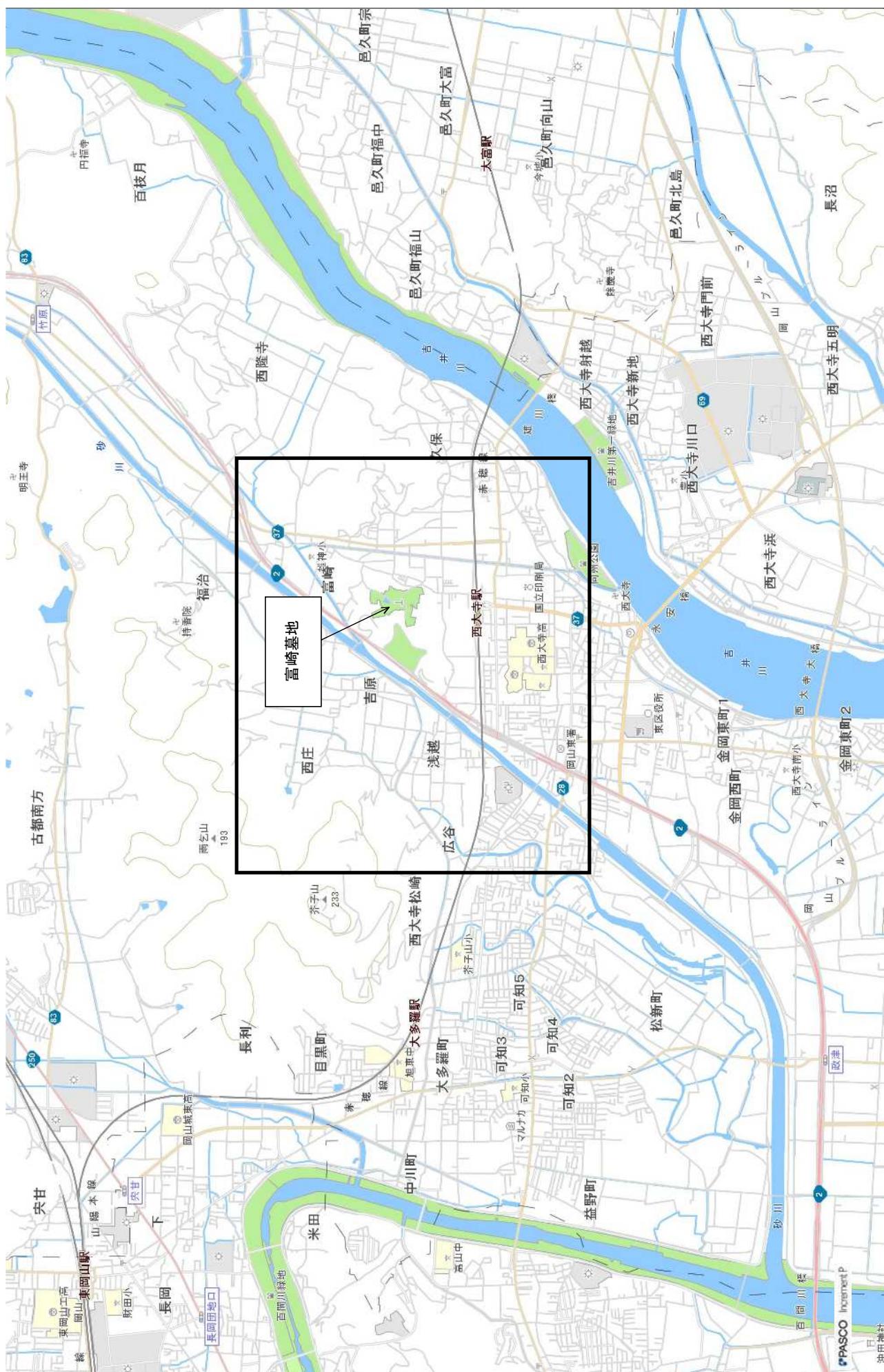
| 抽選で選ばれた時の状況→ | 第1希望    | 第2希望    | 第3希望    | (この場合は第1希望の当選者が未決定<br>なので第1希望の当選) |
|--------------|---------|---------|---------|-----------------------------------|
|              | B 1 0 0 | B 1 0 1 | B 1 0 2 |                                   |

| 抽選で選ばれた時の状況→ | 第1希望    | 第2希望    | 第3希望    | 抽選で選ばれた時にすべての希望が<br>当選者決定済みの場合「落選」となります。 |
|--------------|---------|---------|---------|------------------------------------------|
|              | B 1 0 0 | B 1 0 1 | B 1 0 2 |                                          |

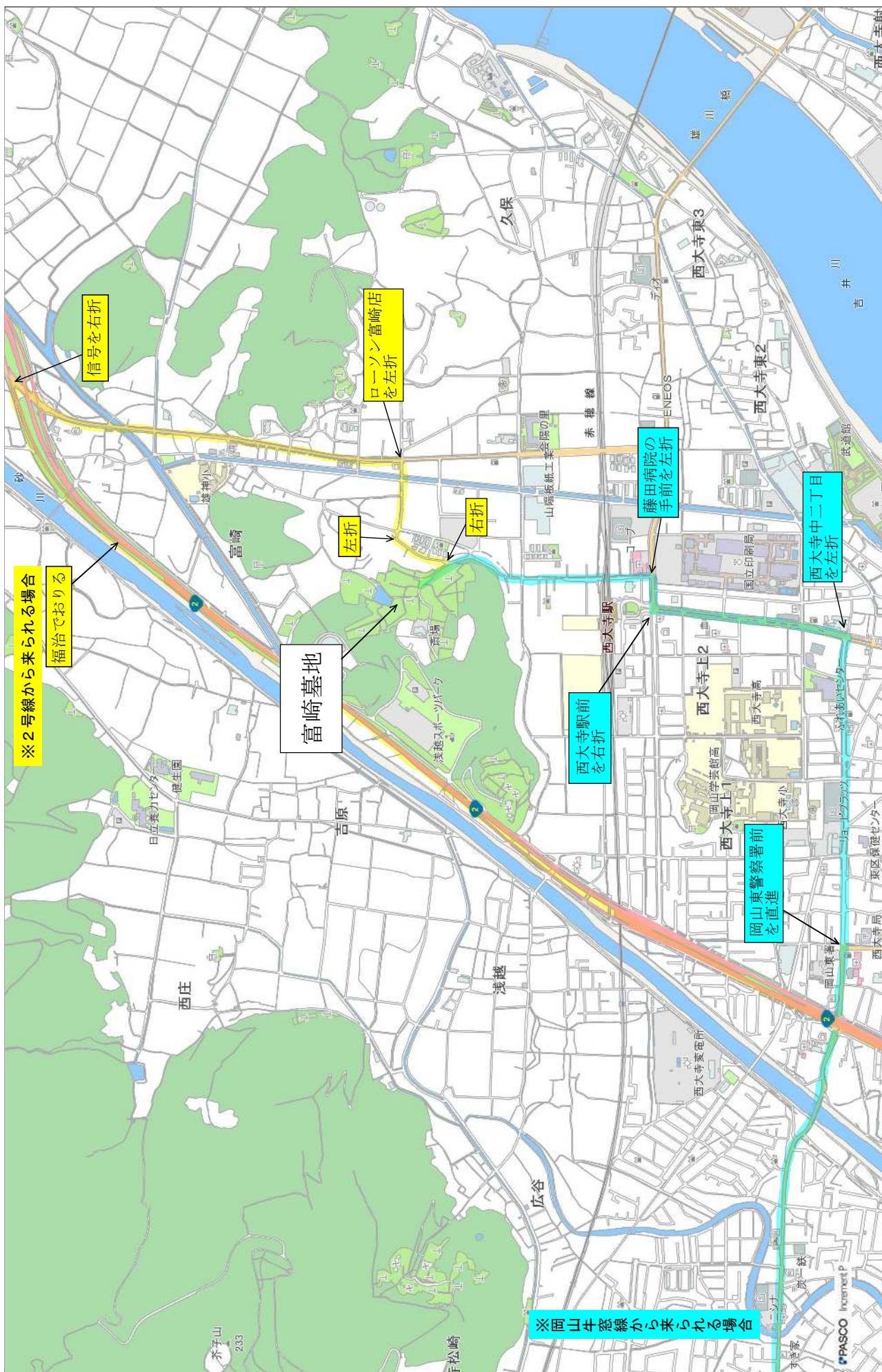
○Bグループ：なださきメモリーパーク

空いている墓所を墓所番号の若い順に抽選し、抽選で選ばれた人を即当選者として決定します。

■岡山市富崎墓地へのアクセス <岡山市東区富崎505番地 他>

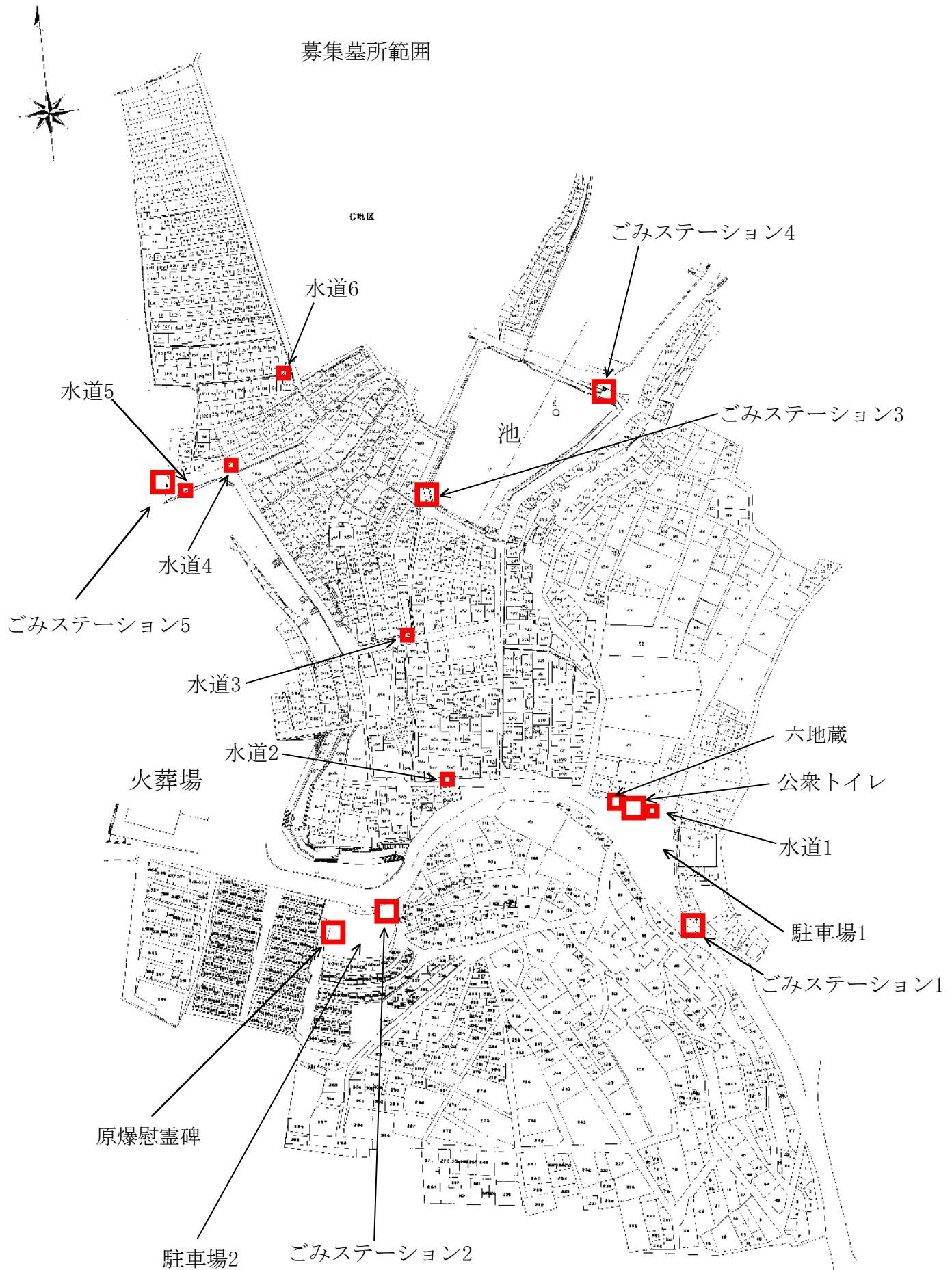


■岡山市富崎墓地へのアクセス <岡山市東区富崎505番地 他>

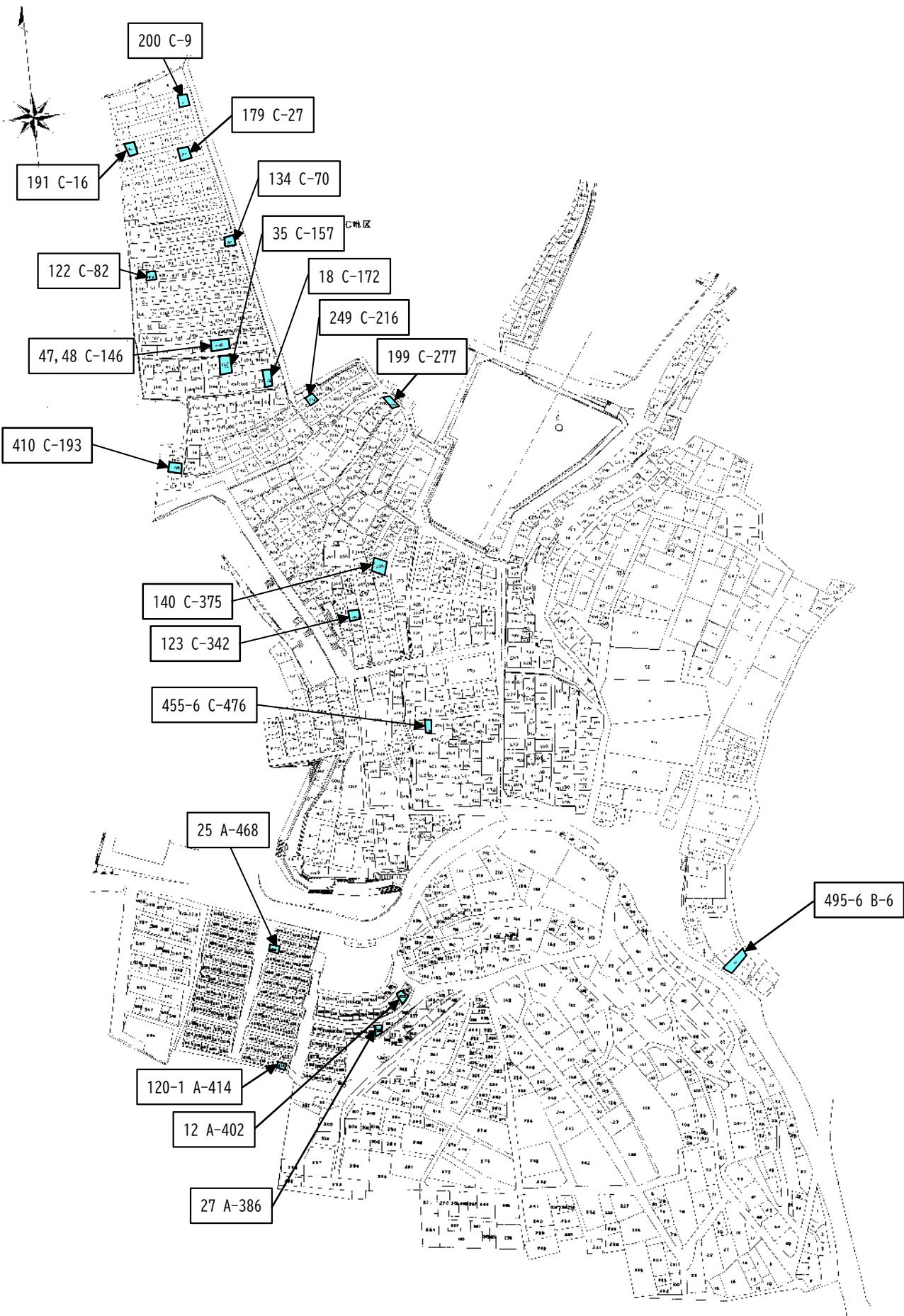


# 富崎墓地配置図

募集墓所範囲



# 富崎墓地配置図



## 富崎墓地主要設備

### 駐車場 1



### ※墓地遠景 1



### ゴミステーション 2



### ※墓地遠景 2

■錦墓地位置図 <所在：岡山市南区藤田551番地7他>



## 錦墓地 拡大地図



岡山市藤田錦墓地【概】位置図

(注)概略の面積にて作成

| 280 |  | 281 |  | 282 |  | 279 |  | 278 |  | 277 |  | 276 |  | 275 |  | 274 |  | 273 |  | 272 |  | 271 |  | 270   |  | 269 |  | 268 |  | 267 |  |     |  |     |  |     |  |     |  |     |  |     |  |     |  |
|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-------|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|
| 266 |  | 264 |  | 263 |  | 262 |  | 261 |  | 260 |  | 259 |  | 258 |  | 257 |  | 256 |  | 255 |  | 254 |  | 253   |  | 155 |  | 154 |  | 153 |  | 152 |  | 151 |  | 150 |  | 149 |  | 148 |  | 147 |  |     |  |
| 252 |  | 251 |  | 250 |  | 249 |  | 248 |  | 247 |  | 246 |  | 245 |  | 244 |  | 243 |  | 242 |  | 241 |  | 240   |  | 146 |  | 145 |  | 144 |  | 143 |  | 142 |  | 141 |  | 140 |  | 139 |  | 138 |  |     |  |
| 238 |  | 237 |  | 236 |  | 235 |  | 234 |  | 233 |  | 232 |  | 231 |  | 230 |  | 229 |  | 228 |  | 227 |  | 226   |  | 225 |  | 137 |  | 136 |  | 135 |  | 134 |  | 133 |  | 132 |  | 131 |  | 130 |  | 129 |  |
| 224 |  | 223 |  | 222 |  | 221 |  | 220 |  | 219 |  | 218 |  | 217 |  | 216 |  | 215 |  | 214 |  | 213 |  | 212   |  | 211 |  | 127 |  | 126 |  | 125 |  | 124 |  | 123 |  | 122 |  | 121 |  | 120 |  |     |  |
| 210 |  | 209 |  | 208 |  | 207 |  | 206 |  | 205 |  | 204 |  | 203 |  | 202 |  | 201 |  | 200 |  | 199 |  | 198-2 |  | 198 |  | 119 |  | 118 |  | 117 |  | 116 |  | 115 |  | 114 |  | 113 |  | 112 |  |     |  |
| 197 |  | 196 |  | 195 |  | 194 |  | 193 |  | 192 |  | 191 |  | 190 |  | 189 |  | 188 |  | 187 |  | 186 |  | 185   |  | 184 |  | 111 |  | 110 |  | 109 |  | 108 |  | 107 |  | 106 |  | 105 |  | 104 |  |     |  |
| 183 |  | 182 |  | 181 |  | 180 |  | 179 |  | 178 |  | 177 |  | 176 |  | 175 |  | 174 |  | 173 |  | 172 |  | 171   |  | 170 |  | 103 |  | 102 |  | 101 |  | 100 |  | 99  |  | 98  |  | 97  |  | 96  |  |     |  |
| 169 |  | 168 |  | 167 |  | 166 |  | 165 |  | 164 |  | 163 |  | 162 |  | 161 |  | 160 |  | 159 |  | 158 |  | 157   |  | 156 |  | 95  |  | 94  |  | 283 |  | 284 |  | 285 |  | 289 |  | 288 |  | 287 |  | 286 |  |

87

62

239

N

| 軍   | 人   | 墓   | 地   |
|-----|-----|-----|-----|
| 137 | 136 | 118 | 112 |
| 127 | 126 | 109 | 104 |
| 128 | 125 | 108 | 103 |
| 119 | 117 | 107 | 102 |
| 111 | 110 | 106 | 101 |
| 23  | 22  | 21  | 20  |
| 37  | 36  | 19  | 18  |
| 37  | 36  | 17  | 16  |
| 23  | 22  | 15  | 14  |
| 13  | 12  | 11  | 10  |
| 9   | 8   | 7   | 6   |
| 4   | 3   | 2   | 1   |
| 289 | 288 | 287 | 286 |

ゴミ捨て場

水遊び場

現在地

当該墓所には、  
「墓所番号〇〇」と書いたプレートを設置しています

■都墓地位置図 <所在：岡山市南区藤田452番地6 他>



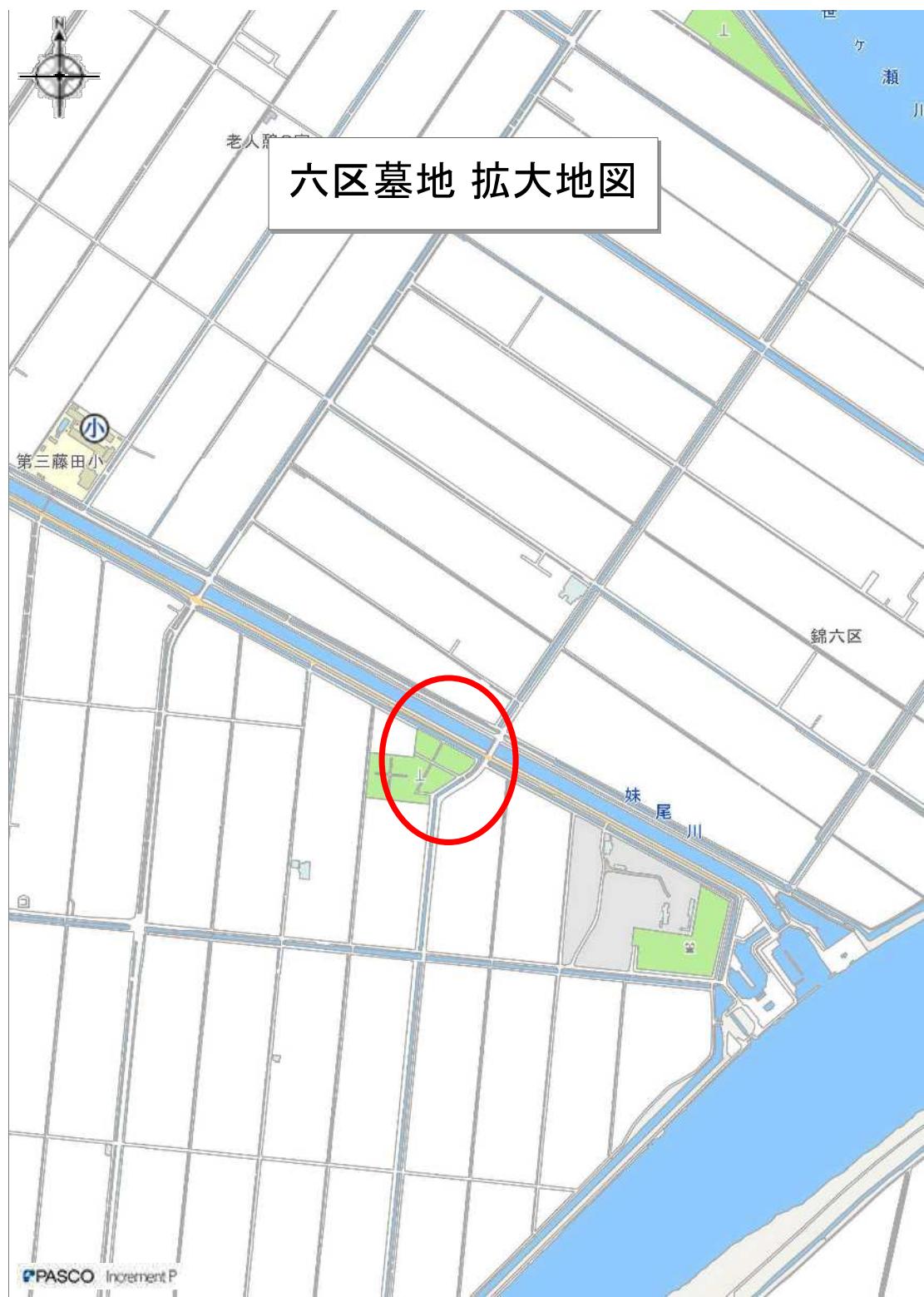


## 岡山市藤田都墓地 位置図

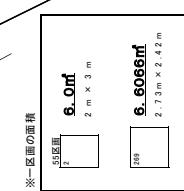
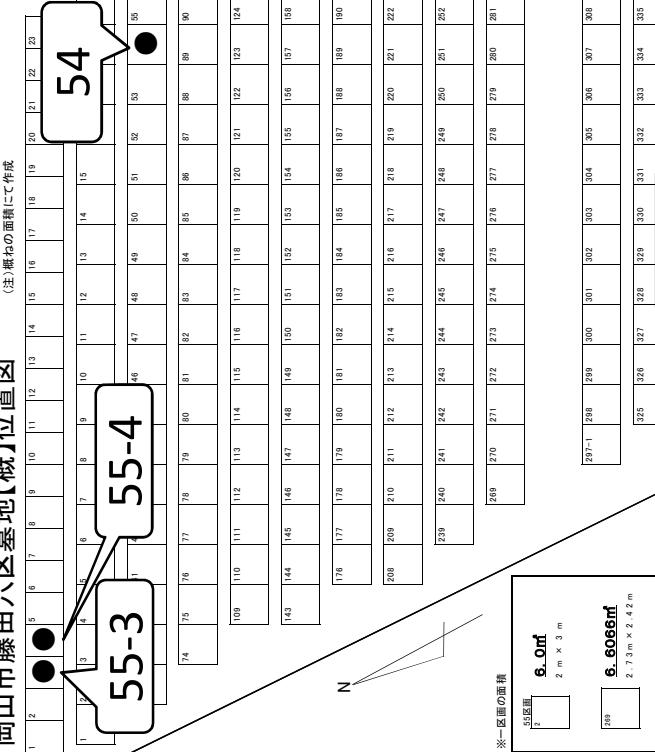
当該墓所には、「墓所番号〇〇」と書いたプレートを設置しています

## ■六区墓地位置図 <所在：岡山市南区藤田 1645番地>



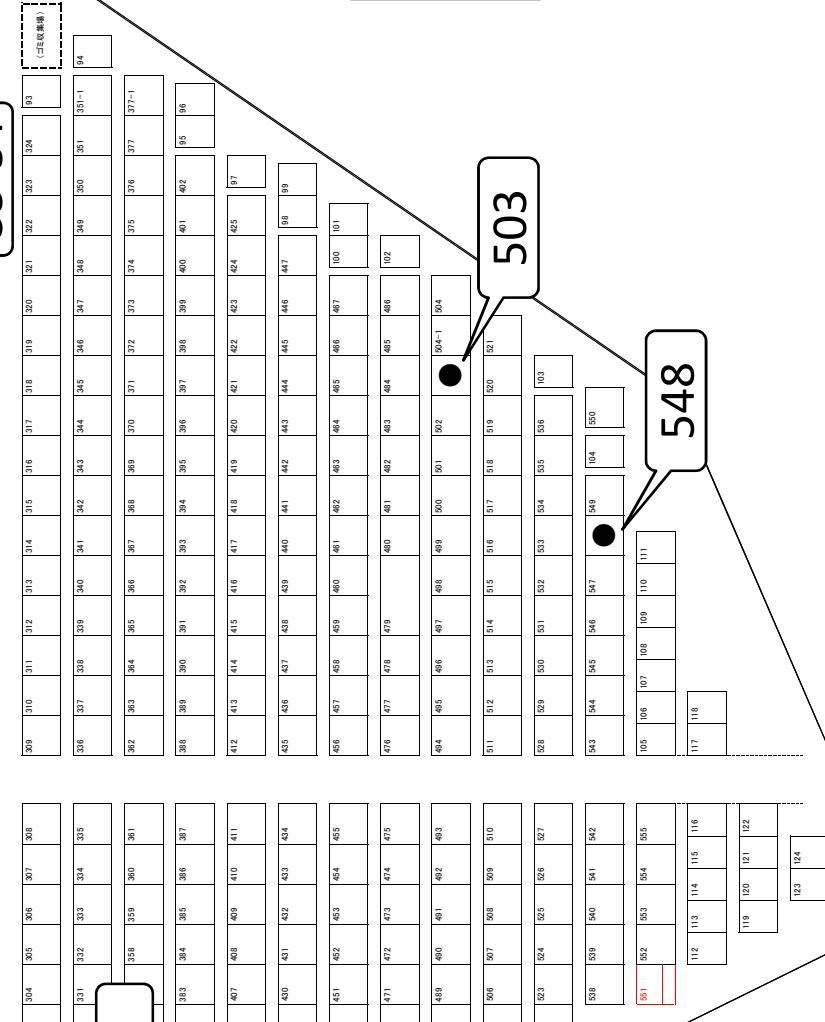


岡山市藤田六区墓地【概】位置図



現在地

当該墓所には、  
「墓所番号〇〇」と書いたプレートを設置しています



## 錦墓地



錦墓地 全景



水汲み及びごみ置き場

## 都墓地



都墓地 全景



水汲み及びごみ置き場

## 六区墓地



六区墓地 全景



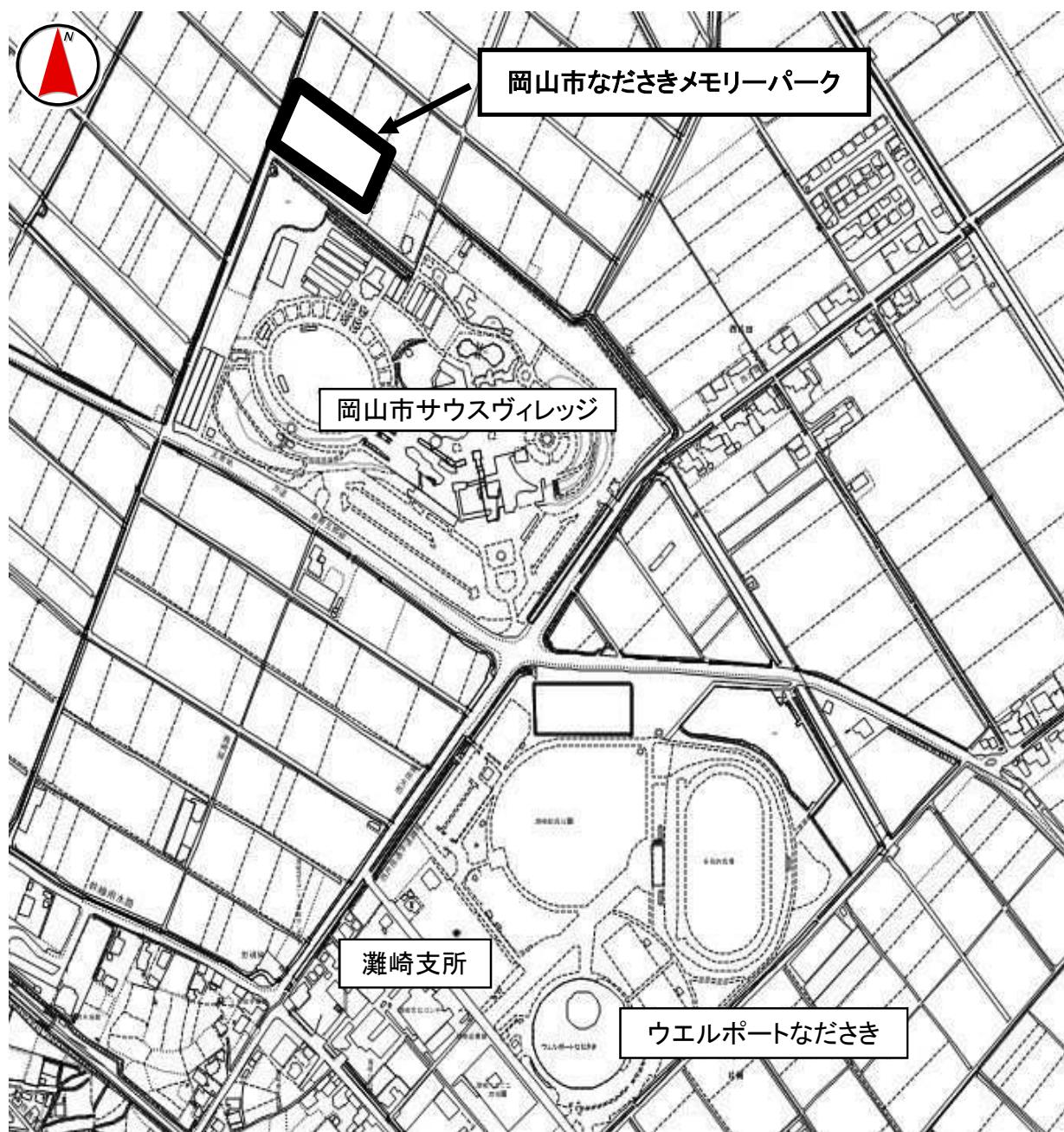
水汲み場



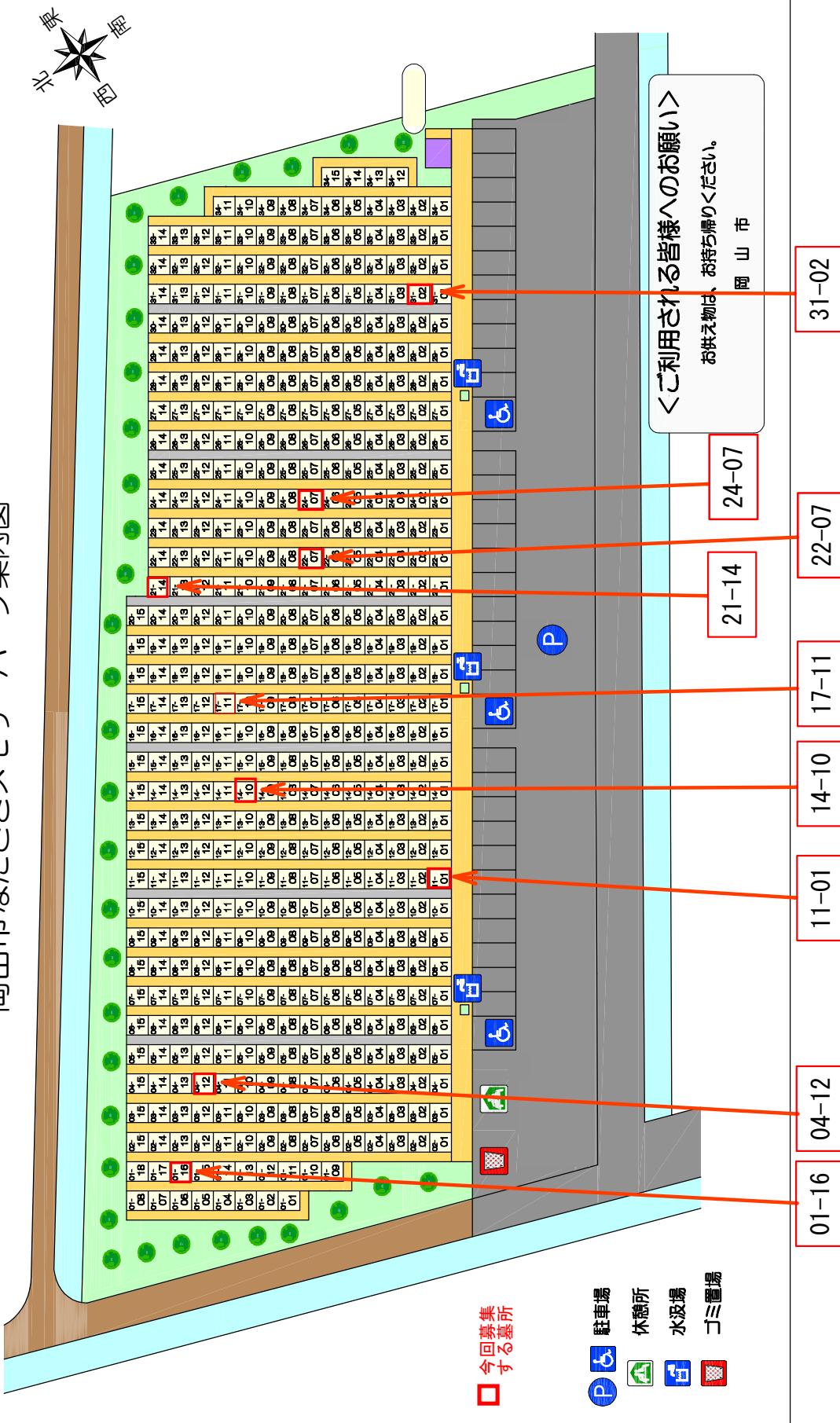
ごみ置き場

## 岡山市なださきメモリーパーク位置図

所在地：岡山市南区片岡2515番地外



## 岡山市なださきメモリーパーク案内図





2019/07/22



2019/07/22



2019/07/22



2019/07/22

## 令和7年度 市営墓地等抽選申込書（使用許可申請書）Ⓐ

岡山市長様

市営墓地を使用したいので、必要書類を添付して抽選の申込みをします。当選した場合、当該申込書をもって岡山市営墓地条例第5条の規定に基づく使用許可申請とします。

|        |                             |               |
|--------|-----------------------------|---------------|
|        |                             | 令和7年12月12日 申込 |
| 住所     | 〒700-8544<br>岡山市北区大供一丁目1番1号 |               |
| フリガナ   | オカヤマ イチロウ                   |               |
| 氏名     | 岡山 一郎                       |               |
| 生年月日   | 大正・昭和・平成 令和 7年7月16日 生       |               |
| 連絡先TEL | 自宅                          | 086-803-1277  |
| 本籍地    | 岡山市北区大供一丁目1番1号              |               |

※太線の中のみ記入してください。

※住民票（コピー不可・世帯全員の及び続柄・本籍地表示有）を必ず添付してください。

| 希望順位 | 希望墓所等名称 | 墓地番号等 |
|------|---------|-------|
| 第1希望 | 富崎墓地    | 62    |
| 第2希望 | 錦墓地 都墓地 | 87    |
| 第3希望 | 六区墓地    | 239   |

※太線の枠内（背景色違いの部分）のみ記入してください。

&lt;事務局メモ欄&gt;

「希望墓所等名称」「墓地番号等」は、各自で  
それぞれの枠内に同じ内容を記入してください。

受付時に切り取りますので、  
切り離さず提出してください。

キリトリ

受付印

令和7年度 市営墓地等抽選申込受付書Ⓐ (控)

| 希望順位 | 希望墓所等名称 | 墓地番号等 |
|------|---------|-------|
| 第1希望 | 富崎墓地    | 62    |
| 第2希望 | 錦墓地 都墓地 | 87    |
| 第3希望 | 六区墓地    | 239   |

|      |
|------|
| 受付番号 |
|------|

この控は、当選番号を確認する  
ために必要となるものです。

紛失や破損のないように、  
大切に保管してください。

※再発行はできません

## 令和7年度 市営墓地等抽選申込書（使用許可申請書）B

なださきメモリーパーク用

岡山市長様

市営墓地を使用したいので、必要書類を添付して抽選の申込みをします。当選した場合、当該申込書をもって岡山市営墓地条例第5条の規定に基づく使用許可申請とします。

|      |                             |              |    |               |
|------|-----------------------------|--------------|----|---------------|
|      |                             |              |    | 令和7年12月12日 申込 |
| 住所   | 〒700-8544<br>岡山市北区大供一丁目1番1号 |              |    |               |
| フリガナ | オカヤマ イチロウ                   |              |    |               |
| 氏名   | 岡山 一郎                       |              |    |               |
| 生年月日 | 大正・昭和・平成 令和 7年 7月 16日 生     |              |    |               |
| 連絡先  | 自宅                          | 086-803-1277 | 携帯 |               |
| 本籍地  | 岡山市北区大供一丁目1番1号              |              |    |               |

※太線の中のみ記入してください。

※住民票（コピー不可・世帯全員の及び続柄・本籍地表示有）を必ず添付してください。

|      |
|------|
| 受付番号 |
|      |

|           |    |   |     |
|-----------|----|---|-----|
| 納入確認（当選者） |    |   |     |
| 納入日       | 令和 | 年 | 月 日 |
| 納入金額      | 円  |   |     |

&lt;事務局メモ欄&gt;

受付時に切り取りますので、  
切り離さず提出してください。

キリトリ

受付印

## 令和7年度 市営墓地等抽選申込受付書B (控)

|      |             |
|------|-------------|
| 墓地名  | なださきメモリーパーク |
| 受付番号 |             |

この控は、当選番号を確認するため必要となるものです。

紛失や破損のないように、  
大切に保管してください。

※再発行はできません

# 令和7年度 市営墓地等抽選申込書（使用許可申請書）Ⓐ

岡山市長様

市営墓地を使用したいので、必要書類を添付して抽選の申込みをします。当選した場合、当該申込書をもって岡山市営墓地条例第5条の規定に基づく使用許可申請とします。

令和7年12月 日 申込

|        |                     |    |  |
|--------|---------------------|----|--|
| 住 所    | 丁                   |    |  |
| フリガナ   |                     |    |  |
| 氏 名    | 1世帯主 2その他           |    |  |
| 生年月日   | 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 生 |    |  |
| 連絡先TEL | 自宅                  | 携帯 |  |
| 本籍地    |                     |    |  |

※太線の中のみ記入してください。

※住民票（コピー不可・世帯全員の及び続柄・本籍地表示有）を必ず添付してください。

|      |         |       |                          |
|------|---------|-------|--------------------------|
| 希望順位 | 希望墓所等名称 | 墓地番号等 | 受付番号                     |
| 第1希望 | 富崎墓地    |       |                          |
| 第2希望 | 錦墓地 都墓地 |       | 納入確認（当選者）                |
| 第3希望 | 六区墓地    |       | 令和 年<br>月 日 円            |
|      |         |       | 使用許可面積<br>m <sup>2</sup> |

※太線の枠内（背景色違いの部分）のみ記入してください。

<事務局メモ欄>

キリトリ

受付印

令和7年度 市営墓地等抽選申込受付書Ⓐ （控）

|      |         |       |                                                                      |
|------|---------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 希望順位 | 希望墓所等名称 | 墓地番号等 | 受付番号                                                                 |
| 第1希望 | 富崎墓地    |       |                                                                      |
| 第2希望 | 錦墓地 都墓地 |       | この控は、当選番号を確認するため必要となるものです。<br>紛失や破損のないように、大切に保管してください。<br>※再発行はできません |
| 第3希望 | 六区墓地    |       |                                                                      |

# 令和7年度 市営墓地等抽選申込書（使用許可申請書）⑧

なださきメモリーパーク用

岡山市長様

市営墓地を使用したいので、必要書類を添付して抽選の申込みをします。当選した場合、当該申込書をもって岡山市営墓地条例第5条の規定に基づく使用許可申請とします。

令和7年12月 日 申込

|        |             |    |       |
|--------|-------------|----|-------|
| 住 所    | 〒           |    |       |
| フリガナ   |             |    |       |
| 氏 名    | 1世帯主 2その他   |    |       |
| 生年月日   | 大正・昭和・平成・令和 | 年  | 月 日 生 |
| 連絡先TEL | 自宅          | 携帯 |       |
| 本籍地    |             |    |       |

※太線の中のみ記入してください。

※住民票（コピー不可・世帯全員の及び続柄・本籍地表示有）を必ず添付してください。

受付番号

納入確認（当選者）

|      |          |
|------|----------|
| 納入日  | 令和 年 月 日 |
| 納入金額 | 円        |

<事務局メモ欄>

キリトリ

受付印

令和7年度 市営墓地等抽選申込受付書⑧ （控）

墓地名

なださきメモリーパーク

受付番号

この控は、当選番号を確認するためには必要となるものです。

紛失や破損のないように、大切に保管してください。

※再発行はできません